

○厚生労働省告示第四百四十四号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号の表を次のように改める。

地域区分		サービス種類	割合
一級地	就労継続支援		
	自立訓練	千分の千九十七	







		五級地																
		重度障害者等包括支援	地域相談支援	計画相談支援	生活介護	施設入所支援	共同生活援助	就労継続支援	自立訓練	就労移行支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所	重度障害者等包括支援	地域相談支援	
					千分の千七十	千分の千七十六	千分の千九十二	千分の千六十四	千分の千六十六		千分の千六十八							

		六級地																
		計画相談支援	生活介護	施設入所支援	共同生活援助	就労継続支援	自立訓練	就労移行支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所	重度障害者等包括支援	地域相談支援	計画相談支援	生活介護	
									千分の千六十三									千分の千六十四

七級地										
共同生活援助	施設入所支援	生活介護	計画相談支援	地域相談支援	重度障害者等包括支援 短期入所 行動援護 同行援護	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所	就労移行支援 自立訓練 就労継続支援	共同生活援助	施設入所支援	
千分の千八十	千分の千六十六	千分の千六十一				千分の千六十	千分の千五十九	千分の千五十七	千分の千八十四	千分の千六十九

九級地								八級地							
自立訓練	就労継続支援	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域相談支援	重度障害者等包括支援	短期入所	生活介護	行動援護	同行援護	重度訪問介護	居宅介護	就労移行支援	自立訓練	就労継続支援
千分の千五十三	千分の千五十一	千分の千七十八	千分の千六十四								千分の千五十九		千分の千五十八	千分の千五十六	



		十一級地													
同行援護	重度訪問介護	居宅介護	就労移行支援	自立訓練	就労継続支援	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域相談支援	重度障害者等包括支援	短期入所	生活介護	行動援護	同行援護	重度訪問介護
		千分の千四十五		千分の千四十四	千分の千四十三	千分の千六十六	千分の千五十四								

		十二級地					
		行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 地域相談支援 計画相談支援 生活介護 施設入所支援 共同生活援助 就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所					
		千分の千四十六 千分の千五十 千分の千六十 千分の千四十 千分の千四十一 千分の千四十二					



		十四級地																
		計画相談支援	生活介護	施設入所支援	共同生活援助	就労継続支援	自立訓練	就労移行支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	地域相談支援	計画相談支援	
									千分の千三十二									

		十五級地	
共同生活援助	施設入所支援 共同生活援助 就労継続支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練 就労移行支援 地域相談支援 計画相談支援	千分の千三十六 千分の千三十 千分の千二十七	千分の千三十五 千分の千四十二 千分の千二十六



	十八級地
<p>           重度訪問介護            同行援護            行動援護            生活介護            短期入所            重度障害者等包括支援            自立訓練            就労移行支援            地域相談支援            計画相談支援            施設入所支援            共同生活援助         </p>	<p>           自立訓練            就労移行支援            就労継続支援            居宅介護         </p>
<p>           千分の千二十            千分の千二十四            千分の千十三            千分の千十四         </p>	<p>           千分の千十四         </p>

		十九級地		
同行援護	重度訪問介護 居宅介護 就労継続支援	自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	共同生活援助 施設入所支援	計画相談支援 地域相談支援 重度障害者等包括支援 短期入所 生活介護 行動援護 同行援護 重度訪問介護
	千分の千五	千分の千四	千分の千十五	

その他	
<p>施設入所支援          重度障害者等包括支援          短期入所          生活介護          行動援護          同行援護          重度訪問介護          居宅介護</p>	<p>共同生活援助          計画相談支援          地域相談支援          施設入所支援          重度障害者等包括支援          短期入所          生活介護          行動援護</p>
千分の千	千分の千六

第二号の表を次のように改める。

三級地	二級地					一級地	地域区分	自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 地域相談支援 計画相談支援
	東京都	埼玉県	兵庫県	大阪府	神奈川県	東京都	都道府県	
福生市、清瀬市	和光市	芦屋市	大阪市、守口市	鎌倉市	城市、西東京市	特別区	地域	
					武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲			

		四級地		五級地		六級地		七級地							
兵庫	大阪	京都	神奈川	東京	大阪	埼玉	千葉	茨城	兵庫	大阪	愛知	神奈川	東京	大阪	神奈川
県	府	府	県	都	府	県	県	県	県	府	県	県	都	府	県
神戸市、 尼崎市	堺市、豊中市、 池田市、枚方市、 茨木市、八尾市、 東大阪市	京都市	横須賀市	三鷹市、 小金井市	高石市	さいたま市	成田市、 印西市	取手市	西宮市、 宝塚市	吹田市、 高槻市、 寝屋川市、 箕面市	名古屋市	横浜市、 川崎市	八王子市、 立川市、 府中市、 調布市	門真市	厚木市

八級地															
九級地															
十級地															
茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	千葉県	愛知県	奈良県	福岡県	千葉県	東京都	神奈川県	広島県			
つくば市	志木市	船橋市、浦安市	昭島市、小平市、日野市	海老名市	千葉市、袖ヶ浦市	刈谷市、豊田市	天理市	福岡市	市川市、松戸市、習志野市、四街道市	青梅市、東村山市、東久留米市、あきる野市	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、座間市、綾瀬市	大津市	大東市、摂津市	奈良市、大和郡山市	広島市、府中町

十四級地	十三級地			十二級地			十一級地								
宮城県	兵庫県	大阪府	神奈川県	大阪府	神奈川県	奈良県	大阪府	滋賀県	三重県	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県
仙台市	伊丹市	泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市	葉山町	岸和田市、忠岡町	逗子市	川西町	島本町	草津市	鈴鹿市	豊明市	愛川町	羽村市、日の出町、檜原村	富津市	鶴ヶ島市	水戸市、土浦市、石岡市、守谷市

十五級地											
東京都	千葉県	埼玉県	栃木県	茨城県	兵庫県	大阪府	京都府	静岡県	神奈川県	千葉県	埼玉県
奥多摩町	君津市、白井市、長柄町、長南町	市 木更津市、茂原市、佐倉市、市原市、我孫子市、鎌ヶ谷市、	宇都宮市	東海村、阿見町	川西市	松原市、羽曳野市、藤井寺市	宇治市	静岡市	平塚市、伊勢原市、寒川町	柏市、八千代市	朝霞市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
		行田市、飯能市、加須市、東松山市、羽生市、入間市、三郷		日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市、那珂市、大洗町、						川越市、川口市、所沢市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、	

		十七級地		十六級地											
東京都	埼玉県	北海道	福岡県	奈良県	兵庫県	大阪府		京都府	滋賀県	三重県		愛知県	静岡県	山梨県	神奈川県
東大和市、武蔵村山市	草加市	札幌市	北九州市	大和高田市、橿原市、御所市	三田市、猪名川町	河内長野市、大阪狭山市、豊能町、千早赤阪村	治田原町	亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町、宇	守山市、栗東市、野洲市	津市、四日市市	手市	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市、尾張旭市、長久	沼津市、御殿場市	甲府市	秦野市、山北町、清川村

十八級地												
栃木県	茨城県	宮城県	長崎県	福岡県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	愛知県	神奈川県
ら市、下野市、壬生町、野木町	境町、利根町 市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町、	名取市、多賀城市、村田町、七ヶ浜町、利府町	長崎市	飯塚市	岡山市	和歌山市	生駒市	姫路市、明石市	柏原市、四條畷市、交野市	向日市、長岡京市	岡崎市	小田原市、三浦市
栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さく		結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、稲敷										

群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、みどり市、榛東村、玉村町、千代田町、大泉町
埼玉県	熊谷市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、桶川市、久喜市、八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町
千葉県	野田市、東金市、流山市、八街市、富里市、山武市、酒々井町、栄町、大網白里町
東京都	瑞穂町
神奈川県	二宮町、中井町、大井町、箱根町
富山県	富山市、南砺市
石川県	金沢市
福井県	福井市
長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、下諏訪町、筑北村
岐阜県	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加

	<p>茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、岐南町、笠松町、坂祝町</p>
<p>静岡県</p>	<p>浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、湖西市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町</p>
<p>愛知県</p>	<p>豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、知立市、高浜市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町</p>
<p>三重県</p>	<p>桑名市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町</p>
<p>滋賀県</p>	<p>彦根市、長浜市、米原市、多賀町、高島市、甲賀市</p>
<p>京都府</p>	<p>木津川市、井手町、笠置町、精華町、南山城村</p>
<p>大阪府</p>	<p>泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町</p>

		十九級地									
山口県	静岡県	北海道	佐賀県	福岡県	香川県	山口県	広島県	和歌山県		奈良県	兵庫県
下関市（旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町の区域を除く。）	熱海市、伊東市	小樽市	佐賀市	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	高松市	岩国市、周南市	呉市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町	橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町	上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町	桜井市、五條市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、田原本町、曽爾村、明日香村、	加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

その他	全ての都道府県	一級地から十九級地まで以外の地域
	福岡県	久留米市（旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潴町の区域を除く。）